

令和 年 月 日

いわき金属工業協同組合
理事長 殿

住 所
組合員名
代表者名 ㊟

反社会的勢力に該当しないことの誓約書

本組合並びに組合員は、下記各項に現在又は将来にわたっていずれにも該当しないことを誓約いたします。また、いずれかに反したと認められることが判明した場合は、直ちに貴協同組合に除名されても一切異議を申し立てず、賠償ないし保障を求めないとともに、これにより損害が生じた場合でも、一切本組合の責任といたします。

また、下記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、貴協同組合が専門機関（警察・福島県暴力追放運動推進センター）に照会することについて同意します。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等
6. 社会運動等標榜ゴロ
7. 特殊知能暴力集団等
8. その他前各号に準ずる者及び団体（以下、本項各号に該当する者を「反社会的勢力」という。）
9. 1から8までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
10. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
11. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
12. 暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
13. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者